

大石田町特定事業主行動計画

～ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方実現のために～

平成29年4月（策定）

令和4年4月（改定）

大 石 田 町

大石田町特定事業主行動計画

I 目的

平成 15 年 7 月の次世代育成支援対策推進法の成立に伴い、当町でも平成 17 年に「大石田町特定事業主行動計画」を策定、さらに平成 29 年に「大石田町次世代育成支援特定事業主行動計画」を策定して、仕事と子育ての両立ができる環境づくりに取り組んできました。

また、女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的にした、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 15 条に基づく「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」を平成 28 年に策定して、その取り組みを推進してきました。

大石田町においては、これまでの計画を踏まえつつ、様々なライフスタイルを持つ全ての職員がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた働き方ができるよう支援していきます。

II 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

III 行動計画推進方法

1. 本計画を効果的に推進するため、職員に対する周知徹底を図ります。
2. 管理職員はじめ全職員は、本計画の内容を理解し、仕事と家生活の調和についての情報を共有し、職場環境の整備を図ります。
3. 計画期間中は、分析、評価を行い、必要に応じて計画の見直しや改正を行います。

IV 具体的内容

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図ります。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図ります。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行います。
- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、原則として超過勤務を命じないこととします。

(2) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

- ① 配偶者の出産等に伴う入院の付添いのための休暇の取得を推進します。
- ② 配偶者の産前産後の期間内に、子の養育のための休暇の取得を推進します。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

- ① 育児休業及び部分休業、育児短時間勤務制度の周知
 - ア 育児休業等の制度や休業期間中の経済的支援に関する情報提供を行います。
 - イ 妊娠を申し出た職員及び配偶者が妊娠した男性職員に対して、個別に育児休業等の制度、手続きについて説明します。また、育児休業を予定していない職員に対しては、取得を促します。
- ② 育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成
 - ア 管理職員は、育児休業等の申し出があった場合、必要に応じ業務分担の見直しを図り、周りの職員の協力を促すなど職場の環境を整えます。
- ③ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援
 - ア 育児休業中の職員と人事担当者が定期的なコミュニケーションを図り、業務に関する情報提供を適時行います。
 - イ 復職時における職場研修を実施します。
- ④ 育児休業に伴う代替要員の確保
 - ア 育児休業中の職員の業務が遂行困難な場合は、会計年度任用職員を雇用し、代替要員の確保を図ります。
- ⑤ 男性職員の育児休業取得の支援
 - ア 男性職員の取得に向けて、業務分担の見直しや取得に向けたスケジュール策定などを支援します。

(4) 子育て目的の休暇、勤務時間の変更制度の利用促進

- ① 育児時間の特別休暇の取得を促進します。
- ② 子の看護のための特別休暇の拡充を図り、取得を促進します。

(5) 超過勤務の縮減

- ① 業務の効率化
 - ア 業務内容の見直しと適正な職員配置を行い、年間を通じた業務量の平準化を図るなど、職員一人あたりの業務量の軽減に努めます。
 - イ 超過勤務が恒常化している部署や職員を把握し、該当する部署の

管理職員は、業務管理の徹底と健康管理への配慮を促進します。

②ノー残業デーの実施

ア 定時退庁の促進のために、ノー残業デー「みんなでカエル Day」を設定します。

(6) 休暇の取得の推進

① 年次有給休暇の促進

ア 定期的に休暇の取得促進について周知し、意識改革を促します。

イ 管理職員は、所属職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的に取得するよう指導を行います。

② 連続休暇の取得促進

ア 国民の祝日や夏季・冬季休暇を活用した連続休暇の取得を促進します。

イ リフレッシュのための休暇等の取得を促します。

(7) ワーク・ライフ・バランス及び役割分担意識の是正

① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する研修等を活用して、職場優先の意識、これまでの働き方の是正、性別による固定的な役割分担意識の解消についての情報提供や意識啓発を行います。

(8) ハラスメント防止のための取組み

① 「大石田町職員のハラスメント防止に関する要綱」に基づき、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・介護等に関するハラスメントの防止と排除に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は適切に対応します。

(9) 特定事業主としての地域における子育て支援

① 子育てバリアフリー

全ての職員が子どもを連れて来た人に対しての親切な対応に努め、安心して来庁できる環境づくりを行います。

② 子ども・子育てに関する地域活動

子どもの体験活動等の機会の充実を図るため、スポーツや文化活動等の地域活動への職員の積極的参加を支援します。

③ 子どもが参加する地域活動の支援

子どもが参加する地域活動として、庁舎等の敷地や施設利用の申出がなされた場合には、応じるよう努めます。